

令和6年度農地利用集積円滑化事業賃貸借料金の算定について

公益財団法人滑川市農業公社

令和6年度分の農地の賃貸借料金は、利用権を設定された書類のとおり滑川市農業委員会が定める農地参考賃借料に準じ、水稻作を基準(転作相当分を除く)として算定しています。

年度	転作率
令和6年度	40.2%
令和5年度	41.3%

※賃貸借料金は、一筆毎の耕作面積に乗じて計算しています。

※耕作面積が登記面積を上回っている場合は、登記面積を基本とします。

＜賃貸借料の計算例＞			
○山加積地区の場合 耕作面積 10a 転作率 40.2% 農地参考賃借料 1,000円			
耕作面積	転作率	参考賃借料	転作相当分控除額
10a	× 40.2%	× 1,000円	= 402円
参考賃借料	転作相当分控除額	賃貸借料金 (10/a当たり精算単価)	
1,000円	－ 402円	= 598円	

令和6年度 地区別賃貸借料金単価

単位:kg、円

地区名	基準収量 (kg)	①参考賃借料 (10a/円)	②転作相当分控除 (①×40.2%)	③賃貸借料金 (①-②)	(参考) 令和5年度			
					基準収量	参考賃借料	転作相当分控除	賃貸借料金
山加積	480	1,000	△ 402	598	480	1,000	△413	587
中加積	490	2,000	△ 804	1,196	490	2,000	△826	1,174
西加積	500	4,000	△ 1,608	2,392	500	4,000	△1,652	2,348
浜加積	500	4,000	△ 1,608	2,392	500	4,000	△1,652	2,348
東加積	490	2,000	△ 804	1,196	490	2,000	△826	1,174
早月加積	500	4,000	△ 1,608	2,392	500	4,000	△1,652	2,348
北加積	500	4,000	△ 1,608	2,392	500	4,000	△1,652	2,348

1. 公社が徴収させていただきます事務等手数料は、下記のとおりです。

- (1) 公社が所有者に支払う賃借料の 1.0%
- (2) 公社が耕作者から受取る賃借料の 1.0%

※平成21年6月1日以降、利用権設定された契約から適用しています。

2. 賃貸借料金の振込み等に必要の手数料は、所有者及び耕作者にご負担いただきます。